

五 労務の整理をする心算

一、労働者の健康を維持し、業務の遂行に支障を来さぬよう、労働者の生活環境を整へ、労働者の生活水準を向上せしめ、労働者の生活安定を期すこと。

二、労働者の生活安定を期すこと。

三、労働者の生活安定を期すこと。

四、労働者の生活安定を期すこと。

五、労働者の生活安定を期すこと。

一、会社の休業日は左の通りでありますから其日は充分休養して勤務日に對する元氣を養はねばなりません、尤も當日修繕等の爲めに出勤を命ぜられた人には休暇歩増しの扱ひをします又他日代りの休暇を許す事もあります。

二、会社の休暇日は左の通りです

日曜日（但し他の休日の關係で休業しない日曜日は一ケ年に大凡そ六七回あります）

一月 一日、二日、三日

二月 十一日、紀元節

四月 三日、神武天皇祭

四月 四日、職工慰安會

十月 十日、高砂神社祭禮

十月 十一日、天長節祝日

十月 三十一日